１　放課後キッズクラブとは

放課後キッズクラブは、小学校施設を活用して実施する事業です。**①全ての子どもたちを対象に無償で「遊びの場」を提供すること、②留守家庭児童を対象に「生活の場」を提供することを目的に実施しています。**
平成 16 年度に開始され、令和２年度には本市の全ての小学校に設置されています。
北綱島小学校放課後キッズクラブは、港北区が選定した法人（特定非営利活動法人ソーシャルキッズラボ）が運営を行っています。

※　**令和3年度から、利用区分や利用日、利用時間が変更となりますので、下記をよくご覧いただくと共に、 横浜市が作成した保護者の皆さま宛てのお知らせ文（末尾ページ参照）や本市ホームページも合わせてご確認くださいますようお願いします。**

★横浜市からの保護者の皆さまへ★

放課後キッズクラブは、平成 16 年度から事業を実施していますが、事業を開始した当初から子ども達を取り巻く環境は大きく変わりました。
就労世帯が増えているだけではなく、時短勤務やテレワークの実施等といった保護者の皆さまの働き方の変化や、塾や習い事等の選択肢が増えるなど、子ども達の放課後の過ごし方も変化しています。
そこで、横浜市では、全ての児童が共に遊べるという放課後キッズクラブの良さを残しながら、様々な変化や保護者の皆様のニーズ等にも柔軟に対応していけるよう、令和４年度を目標に、全ての児童の「遊びの場」と留守家庭等児童等のための「生活の場」の役割を明確にすることで、放課後を一層充実させていこうと、あり方を検討してきました。
検討にあたり、これまでに実施してきた調査や利用者の皆様・クラブの運営法人を対象としたアンケートを基に、外部の有識者の方々からのご意見等を伺いながら進めてまいりました。
今回、見直しに向けた検討の途中でありますが、現在のコロナ禍において利用区分１の全面再開の目途が立たない中、３密を防ぎながら子ども達に対して、安全安心な放課後の居場所をしっかりと提供していくために、新区分の導入と利用日・利用時間等を変更することを令和３年４月から前倒しして実施することとしました。

＜横浜市「放課後キッズクラブ事業の見直しについて」ホームページ＞
https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hokago/hokagokids/minaoshi.html
（横浜市トップページ>暮らし・総合>子育て・教育>放課後児童育成
>放課後キッズクラブ>放課後キッズクラブの質の向上に向けた事業の
見直しについて

２　運営法人　特定非営利活動法人ソーシャルキッズラボについて

北綱島小学校放課後キッズクラブを運営する特定非営利活動法人ソーシャルキッズラボは、こどもの健全育成を図る活動、社会教育の推進を図る活動を目的に設立されました。主な事業内容はこどもの居場所づくり事業、地域活動事業です。「安心、安全、楽しい」環境づくりをし、こどもたちの心に寄り添い、健やかな成長を見守ります。

３　北綱島小学校放課後キッズクラブの活動について

継続性のあるプログラムの企画・運営をします。主な活動内容は造形教室、サイエンス教室、キッズイングリッシュ、その他ワークショップ等の企画をします。活動場所はキッズルームをはじめ、校庭や体育館を使用させていただきます。登録の区分により参加可能なプログラムが異なる場合があります。

４　放課後キッズクラブの開所日について

放課後キッズクラブは、日曜日及び国民の祝日、年末年始（12月29日～１月３日）を除き、原則として開所となります。

ただし、放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合や、利用希望がない場合等において、閉所または開所時間を短縮する場合があります。

利用可能な日や時間は利用区分によって異なります（利用区分の説明については次ページ参照）。

《　保護者様へ大切なお知らせ　》

新型コロナ感染症拡大防止の対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止にあたり、放課後キッズクラブでは、横浜市が策定する「横浜市放課後児童健全育成事業所のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づき安全対策を図りながら運営をしています。

また、令和２年度においては、密を避けるため、横浜市の指針に基づき、「遊びの場」の利用である利用区分１については、利用時間や利用日を一部制限して実施しています。

現在もまだ感染拡大が終息しない状況であることから、令和３年度においても、横浜市の指針に基づき、**わくわく【区分1】の利用については、引き続き利用時間や利用日を制限させていただく可能性があります。**あらかじめご理解・ご協力くださいますようお願いします。

※区分１の利用制限が継続の場合、わくわく【区分１】利用可能日以外にキッズクラブを経由して、民間学童等に引き渡しを希望される場合は、すくすく【区分２】の登録をお願いします。

５　放課後キッズクラブの利用区分について

利用にあたっては、**遊びの場としての利用を目的とした「わくわく」区分と、それに加えて留守家庭児童等の遊び及び生活の場所を目的とした「すくすく」区分があります。**

また、「すくすく」区分には、午後5時まで利用の「すくすく（ゆうやけ）」と午後7時まで利用の「すくすく（ほしぞら）」があります。

それぞれの利用区分の違いの概要は、次の表のとおりです。利用目的に沿って区分を選択くださいますようお願いします。

※令和２年度と３年度とで、利用区分の名称が変更となりました。令和２年度までの利用区分との対比をわかりやすくするため、カッコ【】内の表記を併用させていただきます。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">利用区分</th><th rowspan="2">わくわく
【区分１】</th><th colspan="2">すくすく【区分２】</th></tr>
<tr><th>ゆうやけ【Ａ】</th><th>ほしぞら【Ｂ】</th></tr>
<tr><td colspan="2">利用目的</td><td>遊びの場</td><td colspan="2">遊びの場＋生活の場</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">登録条件</td><td colspan="3">・当該小学校又は当該義務教育学校前期課程（以下「当該小学校等」という。）に通学している児童であること。
・当該小学校区又は当該義務教育学校区（以下「当該小学校区等」という。）に居住し、国立小学校、私立小学校又は特別支援学校等に通学している児童であること。</td></tr>
<tr><td>―</td><td colspan="2">留守家庭児童等※であること</td></tr>
<tr><td rowspan="3">利用時間</td><td>平日</td><td>放課後から午後４時まで</td><td>放課後から午後５時まで</td><td>放課後から午後７時まで</td></tr>
<tr><td>土曜日</td><td>なし</td><td rowspan="2">午前８時 30 分～
午後５時まで</td><td rowspan="2">午前８時 30 分～
午後７時まで</td></tr>
<tr><td>学校
休業日</td><td>午後 2 時～4 時</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">利用料</td><td rowspan="2">無　料
※上記利用時間外の利用は 800 円+おやつ代 100 円/回
スポット料金 P4 ページ参照</td><td>月額 2,000 円＋おやつ代 100 円/回
※延長料（午後７時まで）は 400 円/回</td><td>月額 5,000 円＋おやつ代 100 円/回</td></tr>
<tr><td colspan="2">減免あり</td></tr>
<tr><td colspan="2">保険加入料</td><td colspan="3">年額 700 円必須</td></tr>
<tr><td colspan="2">定員</td><td>なし</td><td colspan="2">あり</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">利用申込に
必要な書類</td><td>利用申込書</td><td colspan="2">・利用申込書
・留守家庭児童等であることの証明書</td></tr>
<tr><td colspan="3">※利用区分に関わらず、食物アレルギーのある児童は、学校生活管理指導表（写し）の提出が必要です。</td></tr>
</table>

※留守家庭児童等とは、保護者が就労等により、放課後の時間帯において、お子さんを保護・養育することが難しい世帯のお子さんをいいます。

6　わくわく【区分１】の利用について

（1）わくわく【区分 1】の利用時間

平日	放課後～午後４時
学校休業日※	午後２時～午後４時

※土曜日はスポット利用や、プログラムのある日でプログラムに参加する場合のみ利用できます。

（2）わくわく【区分 1】の活動について

＜学校の授業がある場合＞

　学校授業終了後、キッズクラブのルームへ移動します。受付で利用カードを提出します。
全学年の授業が終わるまで、校庭や体育館の活動ができませんので、その間はキッズルームで静かに過ごします。授業終了後、校庭や体育館で活動します。（参考：６校時終了時間午後3:30 頃）

＜長期学校休業日や学校代休日等＞

　基本的に午後2時～午後４時の利用ができます。主に校庭や体育館で活動します。夏季の暑さ対策や感染症拡大防止の観点から、状況により利用に制限がある場合があります。別途キッズからのお便り等でお知らせします。

※午後4時以降の利用、土曜日の利用、学校休業日における指定時間外の利用についてはスポット料金 800 円がかかります。

（3）利用料金について

わくわく【区分1】は無料です。※ただし、保険加入は必須です。

スポット利用について
スポット利用とは、わくわく【区分1】のお子さんで、保護者の一時的な用事により、放課後の時間において自宅を留守にする場合などに、お子さんを留守家庭児童として午後7時まで受入れる制度です。すくすく【区分2】の定員に空きがある場合のみ利用できます。スポット利用には、あらかじめのお申込みが必要で、1 回あたり 800 円の利用料とおやつ代（実費）がかかります。スポット利用の場合、放課後キッズクラブの最終下校時刻までは、保護者のお迎えは不要ですが、それ以降はお迎えが必要となります。

（4）非常時における利用制限について

　警報発表時や夏休み中の猛暑が予想される時、新型コロナウイルス感染症の影響がある場合等、児童の安全な遊び場が確保できない状況においては、**わくわく【区分1】の利用を制限させていただく場合があります。**利用を制限する場合には別途、保護者の皆さまにお知らせさせていただきます。

　また区分にかかわらず、学級閉鎖中のクラスの児童はキッズクラブの利用ができません。

7　すくすく【区分2A・B】の利用について

（1）すくすく【区分2A・B】の利用時間

	すくすく（ゆうやけ）【区分2A】※	すくすく（ほしぞら）【区分2B】
平日	放課後～午後5時	放課後～午後7時
土曜日	午前8時30分～午後5時	午前8時30分～午後7時
学校休業日	午前8時30分～午後5時	午前8時30分～午後7時

※すくすく（ゆうやけ）【区分2A】は延長料（400円/回）を支払うことで、午後5時以降も午後7時まで利用することができます。

（2）　すくすく【区分2A・B】の活動の一例

＜平日（学校がある日）＞

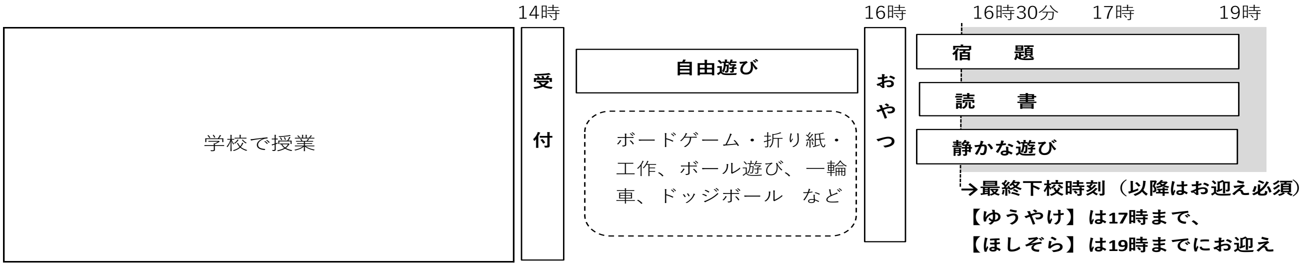

★利用カードを提出し、受付をすませてから、遊びます。
★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。
★16時以降は、おやつを食べたり、宿題や読書など静かな活動をします。
★キッズクラブが設定する最終下校時刻（季節によって異なる）を過ぎたら、保護者のお迎えが必要となります。

＜学校休業日（土曜日含む）＞

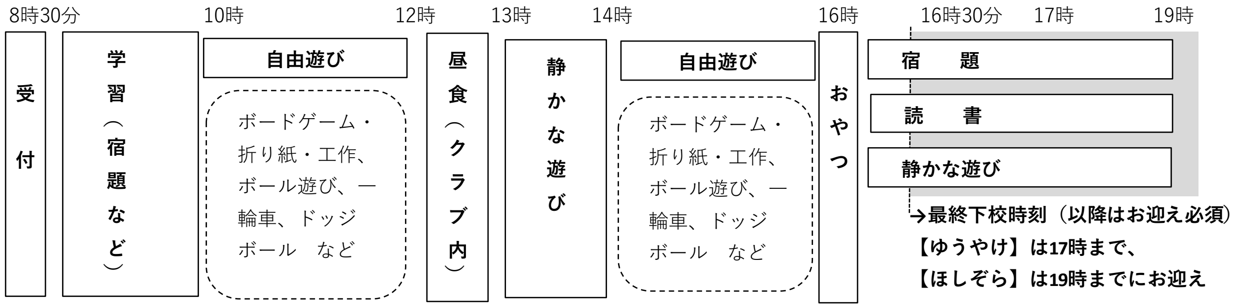

★利用方法は学校がある日と同じですが、1日中キッズクラブで過ごすため、生活習慣やリズムが崩れないように配慮して活動します。

※上記の図は一例です。クラブにより実際の活動のスケジュールや内容は異なります。

（3）利用料金について

	すくすく（ゆうやけ）【区分2A】	すくすく（ほしぞら）【区分B】
利用料金（月額）	2,000円	5,000円
延長料金（午後7時まで）	1回あたり400円	―

※利用料金とは別に保険制度の加入が必要です。
※すくすく【区分2】の利用料はその月の利用がなくても、利用料が発生します。
※おやつ代として実費相当額（1回あたり100円）がかかります。
※プログラムに参加する場合には、利用料金とは別に材料費等の実費がかかる場合があります。
※すくすく【区分2A・B】の利用料には減免制度があります。

＜すくすく【区分2A・B】の利用料減免制度について＞

生活保護世帯又は市民税所得割非課税世帯ついては、すくすく【区分２Ａ・Ｂ】の月額利用料が次のとおり減免されます。減免制度対象の世帯で、減免を受けようとする場合は、利用申込書と合わせて、＜表２＞の書類を放課後キッズクラブに提出してください。

＜表１＞すくすく【区分２Ａ・Ｂ】　減免適用後の利用料金（月額）

	すくすく（ゆうやけ）【区分2A】	すくすく（ほしぞら）【区分２Ｂ】
利用料金（減免適用前）	2,000円	5,000円
減免適用後	**0円**	**2,500円**

※　月額利用料金以外（おやつ代、プログラムの材料費などの実費、すくすく（ゆうやけ）【区分2A】の延長料金（400円/回）、保険料）は、減免の適用はありません。

＜表２＞　すくすく【区分２Ａ・Ｂ】減免利用申請に必要な書類

世帯の状況	提出が必要な書類
生活保護世帯	保護証明書【原本】又は生活保護費支給証【写し】 ※保護証明書は、区役所生活支援課生活支援係の担当ケースワーカーに依頼してください。（無料）
市民税所得割非課税世帯	次のいずれかの書類 ①市民税・県民税課税（非課税）証明書【原本】 ※区役所税務課で取得することができます（１件につき300円がかかります）。 ②市民税・県民税税額決定・納税通知書【写し】 ※区役所で納入している場合は、区役所から送付されます。 ③給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額通知書【写し】 ※勤務先で徴収されている場合は、勤務先からもらえます。 ★利用料の減免を受けようとする月によって、必要な各種証明書の年度が異なります。詳細は○○小学校キッズクラブにお問い合わせください。

○寡婦（夫）控除をみなした場合に市民税所得割非課税となる世帯※の対応については、別途、こども青少年局にお問合せください。電話：045-671-4068

※寡婦（夫）控除をみなした場合に市民税所得割非課税となる世帯は、①～③のすべてに当てはまる方です。
①一度も結婚したことがない、
②0～19歳のお子さんがいる
③収入が少ない

８　保険の加入について

放課後キッズクラブでは、利用いただく皆様に、万一の怪我や事故の賠償責任に備えて、保険制度にご加入いただくとともに、制度運営費を負担していただきます。この制度は北綱島小学校キッズクラブを利用するお子さんを対象に、運営法人が加入するものです。放課後キッズクラブの利用申込み手続きの際に、負担金をお支払いください。

なお、負担金は年間分であるため、一度納入された負担金は、返金することができません。

また、「保険制度に関するＱ＆Ａ」も、あわせてご一読ください。

【補償内容】

[①傷害保険」「②賠償責任保険」２つの補償があります。

放課後キッズクラブの活動中及び放課後キッズクラブと自宅の往復途中（自宅への一時帰宅も可）に発生した事故等を補償する制度です。

① 児童が怪我による死亡、後遺障害、入院、通院を補償（「熱中症」および「細菌性・ウィルス性食中毒」も対象です）

② 児童が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります。

（１）　**保険制度運営負担金**

お子さん１人につき年額７００円

※振込手数料は保護者様の負担となります。ゆうちょ銀行窓口と郵便局 ATM で振込手数料が異なります。兄弟姉妹で登録の場合、お子さま、一人ひとりお振込みいただくため、それぞれ手数料がかかります。

（２）補償内容

	内容	保険金額・支払限度額※
傷害保険	通院（１日目から９０日限度）	1,500 円/日
	入院（1 日目から 180 日限度）	4,000 円/日
	死　　亡	3,000 万円
	後遺障害	９０万円～3,000 万円
賠償責任	対物賠償・対人賠償	共通限度額　１名/１事故　５億円

※傷害保険は、医療機関にかかる全額が補償されるものではありません。定額の支払いとなります。

（３）対象となる事故の範囲

傷害保険・・・・放課後キッズクラブ利用中のお子さんの事故
放課後キッズクラブと自宅の間を往復途中のお子さんの事故（交通事故も含む）

賠償責任・・・・放課後キッズクラブ活動中に児童が他人にケガをさせたり他人の物を壊したりしたことにより、法律上の賠償責任を負うことによって被った損害を補償します。

（４）支払方法

保険制度負担金のお支払いは、ゆうちょ銀行または郵便局の ATM において、放課後キッズクラブで配付する『払込取扱票』を用いてお支払いください。『振替払込書兼受領書』の写しを申込書に貼り付けをお願いします。原本はご家庭で保管してください。インターネット等でのお支払いはご遠慮ください。

（５）その他

- 利用申込みに際して提出していただいた個人情報については、保険金の請求のために契約保険会社に提供することがありますのでご了承ください。
- 事故発生日から３か月以上経過しても保険金請求にかかる案内が届かない場合は、放課後キッズクラブまでご連絡ください。

9　利用申込みについて

放課後キッズクラブの利用申込は年度単位（4/1～3/31）で行います。年度当初から利用を希望する場合は以下の締切日までに、必要書類を放課後キッズクラブにご提出ください。

年度途中から利用する場合は、利用希望月の前月25日までに必要書類を提出してください。

	利用登録に必要なもの	申込期間　※4/1から利用開始の場合	
		在校生	新1年生
わくわく 【区分1】	・利用申込書 ・保険料（700円）	令和3年2月20日～3月20日	
すくすく 【区分2A・B】	・利用申込書 ・保険料（700円） ・留守家庭児童等を証明する書類		

※わくわく【区分1】の新1年生は、スポット利用の場合を除き、給食開始日からの利用開始となります。

＜事前面談が必要な方＞

次の方は申込時に面談をいたします。※事前にキッズクラブへご連絡ください。

□お子さんと一緒に面談
- 新1年生の【区分2A・B】登録希望の方
- 在校生で新たに【区分2A・B】登録希望の方
- 新1年生の【区分1】登録希望で4月1日から給食開始日前の期間に利用希望の方

□保護者の方と面談
- 区分にかかわらず、お子さんに食物アレルギーがある方　**「学校生活管理指導表」**写しをご持参ください。

＜留守家庭児童等を証明する書類＞

すくすく【区分2A・B】の登録の場合には、お子さんと同居するすべての保護者について、次の書類のいずれかが必要になります。証明書等をご提出いただけない場合は、すくすく【区分2A・B】への登録はできません。

※保護者とは、そのお子さんの父母又は父母に代わって養育している者のことをいいます。

※兄弟姉妹等、2人以上がすくすく【区分2A・B】に登録する場合、留守家庭児童等を証明する書類は1部で差し支えありません（利用申込書はお子さん1人につき1部必要です）。

保護者の状況	各種証明書等
会社員、公務員等	就労（予定）証明書
勤務予定者	
産休中及び育休中	
自営業	自営業従事者等申告書
病気の方 看護・介護中の方	病気・障害等申告書 ※診断書等を添付してください。
障害のある方	病気・障害等申告書 ※身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類を添付してください。
求職中の方	求職活動申告書
在学中（中学生、高校生除く）	学生証の写し又は在学証明書
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	罹災証明書※ ※地震による家屋損壊…区役所 地震による火災・消火損、火災及び風水害による被災…消防署 で発行しています。

※各種証明書の用紙につきましては、放課後キッズクラブへお問い合わせください。

10　利用の決定について

原則、利用申込書に記載した利用開始希望日から利用することができます。

ご提出いただいた利用申込書の記入内容に不明な点があった場合や虚偽等があった場合は、すくすく【区分2A・B】への登録をお断りさせていただくことがあります。その場合は、放課後キッズクラブ又は運営法人　特定非営利活動法人ソーシャルキッズラボから事前にご連絡させていただきます。

11　新１年生の利用開始について

新１年生の利用開始日は、登録する区分によって異なります。

＜わくわく【区分1】＞

学校生活への影響を考慮し、利用開始は給食開始日からとなります。

※スポット利用（利用料 800 円+おやつ代）の場合は、4月１日から利用することができます。

（給食開始日前に利用する場合は事前に面談を済ませてください。）

＜すくすく【区分2A・B】＞

4月１日から利用することができます。

【新１年生の利用にあたっての注意事項】

次の点にご協力いただきますようお願いします。

① ４月末まで保護者のお迎えを原則とします。学校開始日以降は３年生以上の兄弟姉妹がいる場合は、４時まで兄または姉のお迎えも可能です。**新１年生は４月中のひとり帰りはできません**

② 学校休業日の利用にあたっては、４月末までは必ず保護者の責任で送迎をお願いします。

③ 区分2A・B 登録希望又は区分 1 登録希望で給食開始日前に利用の場合お子さんの状況を把握するため、事前に放課後キッズクラブ職員と面談が必要となります。

12　利用区分の変更について

利用登録後、就労状況等の変更により、年度途中で利用区分を変更したい場合には、利用変更届を提出してください。

月途中での利用区分の変更はできません。利用変更届は、変更希望月の前月 25 日までに提出してください。

なお、利用区分の頻繁な変更は、生活リズムが崩れるなど、お子さんの負担となる場合もありますので、極力お控えくださいますようお願いします。

＜留守家庭児童等を証明する書類の提出について＞

・年度途中で、新たにわくわく【区分1】からすくすく区分（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】に変更する場合には、留守家庭児童等を証明する書類の提出が必要になります。

・すくすく【区分２A・B】内の変更（ゆうやけ【区分２A】⇔ほしぞら【区分２B】）は、留守家庭児童等を証明する書類の再提出は不要です。

・勤務先が変わるなど、就労状況等が変わった場合には、改めて留守家庭児童等を証明する書類の提出が必要となります。

キッズクラブへの登録が済んだら、利用開始日に向けての準備をお願いします。次ページ以降の利用方法等をご確認のうえ、安全・安心なキッズクラブのご利用となるよう、保護者の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

13　広報誌『キッズ通信』

放課後キッズクラブから保護者の皆さまやお子さんへのお知らせは、放課後キッズクラブが発行する『キッズ通信』により行います。『キッズ通信』の内容については、ぜひ、お子さんと一緒に確認をお願いします。

（1）発行日と配付方法

『キッズ通信』は毎月20日ごろに発行します。

学級担任の先生を通じて配付します。

（2）『キッズ通信』の内容

①　翌月の予定

放課後キッズクラブの翌月の予定等をお知らせします。

全日程予約制となりますので利用予約についての記載があります。

放課後キッズクラブのプログラムには「無料のプログラム」「有料のプログラム」、「事前申し込みが不要なプログラム」「事前申し込みが必要なプログラム」があります。これらプログラムの内容、参加料、申込締切日、申込方法等をお知らせします。

保護者会や親子参加型プログラム、防災・避難訓練等のお知らせも掲載します。

②　活動の様子

放課後キッズクラブの日々の活動の様子や、実施したプログラムの内容等をお知らせします。

③　お知らせとお願い

放課後キッズクラブからのお知らせとお願いを随時掲載します。

～『キッズ通信』への写真掲載について～

『キッズ通信』では、子どもたちの活動の様子を写真入りで掲載する場合があります。『キッズ通信』は、放課後キッズクラブの紹介のため、学校外の方へお渡しすることもあります。写真掲載を希望されない場合は、放課後キッズクラブへお知らせください。

14　キッズクラブ利用予約について

　お子さんの利用予定をあらかじめ把握するため、予約フォームより予約をお願いします。
キッズ通信に掲載されている翌月の予定案内をご確認いただいたうえで、スマートフォンやパソコン等での予約手続きをお願いします。毎月予約締切日までに翌月分の利用予約をお願いします。
　予約フォームQRコードや予約についてはキッズ通信等でご案内しますので、ご確認ください。
※新１年生は利用申込書を提出の際に４月の予約案内についてお知らせします。利用申込書はキッズクラブへ直接ご提出ください。

15　『利用カード』の提出について

『利用カード』でその日に実際に利用する（した）かどうかを確認します。毎日、登校前にお子さんに「今日、キッズに行くかどうか」を確認し、利用する場合には『利用カード』に、保護者が必要事項を記入の上、お子さんに持たせ、キッズクラブにご提出ください。『利用カード』は、入会申込書と引き換えにお渡しします。

予約日を確認し、**必要事項（「下校時間」・「お迎えの有無」・「保護者印（署名も可）」）**を記入して、お子さんに持たせてください。放課後キッズクラブに来たら、「利用カード」を職員に渡すようにしてください。放課後キッズクラブで利用の印を押します（それが「利用確認」になります）。

＜利用日にお子さんが利用カードを忘れた場合＞

- 利用予約があってもキッズクラブから利用の確認をするため、保護者の方に連絡をする場合があります。
- 保護者の方の利用確認が取れるまでは、わくわく【区分１】においては午後4時まで、すくすく【区分２A】においては午後５時までお子さんをキッズクラブに留め置きます。
- なお、すくすく（ゆうやけ）【区分２A】のお子さんが午後５時を越えて留め置きとなった場合には、延長料として400円/回がかかります。
- **利用カードがなく、かつ利用予約がない場合はキッズクラブを利用できません。お子さんはそのまま下校することになりますので、ご注意ください。**

＜予定外の利用の場合（「利用予約」での申込みがなく、急きょ利用したい場合）＞

- わくわく【区分１】（スポット利用除く）においては、利用カードの必要事項と共に連絡事項欄に「急な利用である旨」を記入してください。
- すくすく【区分2A・B】や、わくわく【区分１】のスポット利用の場合においては、おやつの準備等があるため、原則として前日の午後7時までにキッズクラブに電話連絡をお願いします。利用当日は「利用カード」に必要事項および連絡事項欄「連絡をした日」を記入いただき、お子さんに持たせてください。

＜利用を取りやめる場合＞

当日の午後2時30分頃までに、キッズクラブへ利用取りやめの電話連絡をお願いします。
なお、午前中は留守番電話に設定していますので、留守番電話への録音をお願いします。

【利用にあたっての保護者の方へのお願い】

・お子さんの安全確認の観点から、利用日の予約が原則となります。 ・急な利用・急な取りやめなど、予定と異なる利用をする場合には、必ずキッズクラブに電話連絡するようにお願いします。学校や担任の先生への電話連絡や連絡帳などの連絡はしないでください。

16　利用当日の流れについて

（1）授業終了後からキッズルームへ移動します。

①　各学級での帰りの会が終わったら、ランドセル等の荷物を持って、キッズクラブに行きます。
※学校休業日等については、キッズクラブから指定された門より入校しキッズクラブに行きます。

②　利用カードをキッズクラブのスタッフに渡して受付けをします。

③　ランドセル等をロッカーに入れて、スタッフの指示に従って、活動を開始します。

（2）　持ち物

キッズクラブへの持ち物は「平日（学校がある日）」と「学校休業日」によって異なります。持ち物には必ずお子さんの名前を記入してください。季節に応じた持ち物等は、随時『キッズ通信』等でお知らせします。※教室に忘れ物をしてしまっても、キッズクラブに来たら教室には戻れません。

＜キッズクラブを利用するのに必要な持ち物＞

・利用カード（利用日に「下校時間」「お迎えの有無」「保護者印（署名も可）」「検温」の記入をすること）
・水筒（普段学校に持っていく中身と同じものにしてください）
・上履き（キッズクラブにより異なります。）

＜キッズクラブで１日過ごす場合に必要な持ち物（学校がお休みの日）の持ち物＞

※すくすく【区分２A・B】・わくわく【区分１】スポット利用が対象】

・上記の持ち物に加えて、以下の物が必要な場合があります。
・お弁当（午後まで利用する場合のみ必要。夏休みはお弁当の中身が傷まないよう、保冷剤等を入れ、工夫をお願いします。）
・着替え（校庭や体育館で遊んだあと、必要に応じて着替えをします。）

＜キッズクラブに持ってきてはいけないもの＞

・学校に持って来てはいけないもの（ゲーム機、玩具、携帯電話等）

（3）　帰り方

キッズクラブからの帰り方は、お子さんが一人で帰る場合とお迎えの場合があります。
一人で帰る場合も来所時同様、保護者の責任で下校をお願いしています。

(ア) 下校について

ひとり下校は、保護者のお迎えを必要とせず、お子さんだけで帰宅します。下校時刻は30分毎に設定しています。（次ページ表参照）。お子さんが一人で帰る場合には、利用者カードに「下校時刻」を記入してください。時間の記入は30分刻みとなります。

・わくわく【区分１】（スポット利用を除く）の場合は、午後4時までに下校となります。
※わくわく【区分１】のお子さんは、利用カードに「お迎え」となっている場合で、午後4時を越えた場合は、スポット料金がかかります。基本的にスポット利用する場合は保護者のお迎えが必要になります。お迎え時に利用料のお支払いをお願いします。
お子さんにお金を持たせないでください。

・すくすく【区分２A・B】で最終下校時刻を過ぎる場合は、保護者又は代理引取り人のお迎えが必要です。次ページ表のとおり、季節ごとで最終下校時刻が異なりますのでご注意ください。

<表>ひとり下校時刻

	すくすく【区分2A・B】下校時刻				最終下校時刻
4～5月	午後３時30分	午後4時00分	午後４時30分	―	午後4時30分
6～9月	午後3時30分	午後4時00分	午後４時30分	午後５時00分	午後５時00分
10～1月	午後3時30分	午後4時00分	―	―	午後４時00分
2～3月	午後３時30分	午後4時00分	午後４時30分	―	午後4時30分

※わくわく【区分1】のお子さんは年間を通じて最終下校時刻の午後４時まで、30分単位で下校可能です。

(イ) お迎え

お迎えは、保護者の方又は代理引き取り人の方ができます。お迎え予定時間を『利用カード』に記入してください。お迎えに来た際は、キッズクラブが指定した門のインターホンで「学年・組・お子さんのお名前」を告げ、キッズルームまでお越しください。

※すくすく（ゆうやけ）【区分2A】で、利用カードに「お迎え」となっている場合、そのお迎えが午後5時を越えたときは、原則として延長利用の扱い（400円／回）となります。

『代理引き取り人について』
事前に放課後キッズクラブ利用申込書の裏面にある「児童代理引取届出」欄に代理引取人の氏名等を記入してある場合は、その方のお迎えが可能です。なお、代理の方がお迎えをする場合は、運転免許証等の身分証明書を提示していただきます。

17　おやつについて

すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用するお子さんには、おやつを提供します。おやつは昼食と夕食の間の補食として位置づけ、満腹にならないよう配慮します。

なお、お子さんの食物アレルギーについては、利用区分に関わらず、必ず「放課後キッズクラブ利用申込書」の「Ⅲ　食物アレルギーについて」に記入し、学校に提出する「学校生活管理指導表」の写しを合わせて提出してください。なお学校生活では提供されない食物（そば、くるみ等）に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」（写）をキッズクラブへ提出してください。また利用申込書の提出後に、食物アレルギーが判明した場合は、速やかにキッズクラブのスタッフへお知らせください。

おやつは、放課後キッズクラブで用意し、おやつ代として実費相当額100円を保護者の方にご負担いただきます。持ち込みはご遠慮いただいていますが、特別の事情がある場合等は、面談等でご相談ください。

18　利用料等の支払方法について

（1）すくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】の利用料金等の支払方法

① すくすく区分のご家庭には「利用料支払封筒」をお渡しします。

② 「利用料支払封筒」で、**当月分の月額利用料（ゆうやけ：2,000円、ほしぞら：5,000円）・前月分のおやつ代・前月分の延長料（ゆうやけのみ、400円/回）**を支払います。

③ 当月分利用料と前月分のおやつ代を「利用料支払封筒」に入れて、毎月５日頃までに保護者の方が直接キッズクラブにお支払いください。

④ 領収確認として、封筒の所定の欄にキッズクラブが押印をします。

（2）わくわく【区分1】のスポット利用料金等の支払方法

保護者がお迎えのうえ、利用料800円とおやつ代100円をお支払いください。

19　警報発表時等の対応について

（１）警報発表時の対応

		警報発表時の放課後キッズクラブの対応【浸水対象】
学校がある日	登校前	午前６時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、学校は児童の安全確保のため、全市一斉に「臨時休校」となります。 放課後キッズクラブは、終日閉所となります。 **※特別警報発表時又は「避難情報」が発表された場合は、閉所となります。**
	登校後	児童登校後、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、 児童の安全対策を最優先としたうえで放課後キッズクラブを開所し、すくすく【区分２A・B】】及びわくわく【区分１】のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。スポット利用以外のわくわく区分のお子さんは、基本的には学校での対応となります。 なお、警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。 **※特別警報発表時又は「避難情報」が発表された場合は、放課後キッズクラブは閉所となります。**
	放課後	警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、利用しているすべての児童の保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。児童はお迎えが来るまで放課後キッズクラブで待機します。 ※交通機関が不通となる場合もありますので、できるだけ早いお迎えをお願いします。 **※特別警報発表時や又は「避難情報」が発表された場合であっても、帰宅の安全が確保されるまで、児童は利用区分にかかわらず、放課後キッズクラブで留め置きとなります。**
学校がない日	キッズ開所前	午前６時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、 放課後キッズクラブは、終日閉所となります。 **※特別警報発表時又は「避難情報」が発表された場合は閉所します。**
	キッズ開所後	警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、利用しているすべての児童の保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。児童はお迎えが来るまで放課後キッズクラブで待機します。 ※交通機関が不通となる場合もありますので、できるだけ早いお迎えをお願いします。 **※特別警報発表時や又は「避難情報」が発表された場合であっても、帰宅の安全が確保されるまで、児童は利用区分にかかわらず、放課後キッズクラブで留め置きとなります。**

※「避難情報が発表された場合」とは、当該所在地に「災害発生情報」、「避難勧告・指示」、「避難準備・高齢者等避難開始」のいずれかが発表された場合をいいます。

なお、避難情報については、横浜市防災情報ポータルで確認することができます。

〇横浜市 防災情報ポータルURL〇： https://bousai.city.yokohama.lg.jp/

>本市トップページ>暮らし・総合>防災・救急・防犯>防災・災害>防災・災害情報>防災情報>・防災情報ポータル(避難指示・避難勧告の状況及び避難所の開設状況)（外部サイト）

（2）公共交通機関の計画運休が発表された場合について※

原則として、すくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポットのみの受入れとなります。また、児童の安全を考慮し、状況に応じて、来所の自粛やお迎えを要請することがあります。

※「公共交通機関の計画運休が発表された場合」とは、市内鉄道会社（JR 線・東急線・みなとみらい線・京急線・相鉄線・市営地下鉄線・横浜シーサイドライン）の計画運休が判明した場合とします。

（3） 交通機関の計画運休等に伴い、職員の配置が困難な場合の対応

気象警報等が発令されていない場合であっても、当日中に特別警報の発令が想定されている状況において、公共交通機関の計画運休や交通状況により、事前に把握している利用児童数に合わせた条例基準の職員配置が困難な場合には、閉所する場合があります。

20　ご意見・ご要望等について

放課後キッズクラブを利用するうえでのご意見・ご要望等がありましたら、北綱島小学校放課後キッズクラブまたは運営法人　特定非営利活動法人ソーシャルキッズラボまでご相談ください。

21　お問い合わせ先

北綱島小学校放課後キッズクラブ	TEL：542-3341
特定非営利活動法人ソーシャルキッズラボ	TEL：717-5503
横浜市港北区こども家庭支援課	TEL：540-2212